

令和7年 第1回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和7年1月10日（金）		
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室		
開議	午前11時00分～午前11時20分		
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司	7番 田渕 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔	
不応招委員			
出席委員数	11名		
欠席委員数	0名		
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）		

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 非農地証明願について
日程第6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	7番 田渕 智之 8番 北山 政士

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、7番 田渕 智之 委員、8番 北山 政士 委員、指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の1番、2番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和7年第1回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第1号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号1、所在、●●、田、2, 857㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号2、所在、●●、田、2, 062㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上2件です。
会長 川口	これをもって報告を終わります。 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の1番から6番までのうち3番を除いた案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案3ページをご覧ください。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号1、所在、●●、田、21㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、29,596㎡、通作距離、0.3km、農機具、

	トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。 番号2、所在、●●、田、2,908㎡、他計9筆、8,759㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農によるもの。 取得後の耕作面積、8,759㎡、通作距離、0.1km、農機具、刈り払い機1台。導入予定、軽トラ1台、耕うん機1台、刈り払い機1台 番号4、所在、●●、畑、353㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、17,597㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、バックホー1台。 番号5、所在、●●、畑、302㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農によるもの。 取得後の耕作面積、302㎡、通作距離、0.1km、農機具、耕うん機1台。 番号6、所在、●●、田、177㎡、他計2筆、794㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農によるもの。 取得後の耕作面積、794㎡、通作距離、0.1km、農機具、管理機1台。 以上5件です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありますか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番から6番のうち3番を除いた件は、承認することに決定しました。 続いて3番の案件は、私に関係のある案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、この案件の審議開始から終了まで退席をいたしますので、議長を会長代理の柳井委員に引き継ぎます。 (川口会長 退席、柳井会長代理 議長席へ)

柳井 会長代理	それでは、議長を会長代理の柳井が務めさせていただきます。 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の3番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案3ページをお開きください。 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号3、所在、●●、田、844㎡、他計2筆、1,254.81㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、2,730.81㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。 以上1件です。
柳井 会長代理	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありますか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
柳井 会長代理	ご異議なしと認めます。 よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての3番は、承認することに決定しました。 それでは、川口課長の議事参与の制限が解かれましたので、議長を川口会長へ引き継ぎます。川口会長の入室をお願いします。 (柳井会長代理 自席へ、川口会長入室、着席)
会長 川口	それでは、議事参与の制限が解かれましたので、再び議長を引き継ぎます。 日程第5 議案第2号 非農地証明願について、この議案の1番から4番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 角田	議案５ページをご覧ください。 議案第２号 非農地証明願について。 番号１、所在、●●、畑、他計３筆、１９２㎡。 判定地目、宅地、利用状況、７０年前から宅地の一部として使用しており、耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号２、所在、●●、畑、他計３筆、１９９㎡。 判定地目、宅地、利用状況、７０年前から宅地の一部として使用しており、耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号３、所在、●●、田、他計５筆、５８７．４７㎡。 判定地目、宅地、利用状況、４０年前から宅地の一部として使用しており、耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号４、所在、●●、田、４１５㎡。 判定地目、山林原野、利用状況、４０年前から耕作しておらず、荒廃しており、農地として、使用できないため。 申請人、●●。 以上４件です。 去る１２月２６日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。 その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第２号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第６ 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請についての１８番の案件は、承認することに決定しました。 日程第７ 議案第３７号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地

事務局長 角田	利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。 議案7ページをご覧ください。 議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、1筆、1,875㎡。再設定、23筆、17,844㎡。計24筆、19,719㎡。 権利種別、所有権移転、有償、4筆、10,242㎡。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第7 その他について、その他協議事項はありませんか。
会長 川口	この前の〇〇の案件の確認に行った件について、すぐには出来ないことを少し聞きました。事務局から確認してもらっていつになるのか。許可期間をどの程度設けるのか。先の話に先に審議するのもおかしい話ではあるし、その点をはっきりして役員会等で協議してもらえればと思いますがいかがでしょうか。
北山委員	計画を出してみても結果が出てから長期間置くのもどうかと思います。ある程度期間を置いても工事にかかってもらわないといけなですし、いつまでも置いとくのはどうかと思います。
会長 川口	色々な諸条件があって1年とかなら話は分かりますけど、2、3年先のものを計画が決まったから出すと事情も変わってくると思うのでよろしくないと思いますので、1度役員会で協議して期間を定めるということではよろしいですか。

委員	「はい。」
会長 川口	以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和7年第1回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）